

◆滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針（全編）

（平成19年10月策定）

1 取組指針について

（1）策定の趣旨

滋賀県では犯罪被害者^{※1}に対する支援については、平成15年4月に「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例を施行し、同年10月には同条例に基づく「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり基本方針を策定し、その基本的方向の1つに「犯罪被害者や弱者の支援」を掲げ、犯罪被害者支援の充実、女性被害者への支援、高齢者や障害者への支援、児童虐待やDV^{※2}の被害者への支援、NPO等との連携を規定するとともに、関係部局が連携して取り組みを進めてきました。

その後、平成16年12月に成立した「犯罪被害者等基本法」において、犯罪被害者に対する支援施策の基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等が規定されるとともに、平成17年12月には国の「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、具体的な施策が打ち出されました。

また、近年、様々な犯罪が後を絶たず、県民誰もが犯罪被害者となる可能性がある中で、犯罪被害者が置き去りにされることなく、一日も早く、もとの平穏な暮らしを取り戻すことができるよう一層の支援に取り組んでいく必要があります。

このような状況に対応して、滋賀県では、犯罪被害者の権利や利益を保護するために、国との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者に対する支援施策を推進していくため、「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」（以下「取組指針」という。）を策定するものです。

（2）取組指針の性格

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく基本方針の5つの基本的方向の1つである「犯罪被害者や弱者の支援」を推進していくための取組指針として位置づけ、滋賀県がめざす犯罪被害者支援に関する基本的な考え方を示すものです。

（3）内容の見直し

国の施策の動向や犯罪被害者を取り巻く様々な状況の変化に対応して、必要に応じて指針の内容を見直すものとします。

※1 「犯罪等」により害を被った者およびその家族または遺族。「犯罪等」とは、犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

※2 ドメスティックバイオレンスの略。配偶者やパートナーなど親しい間柄にある、または間柄にあった男女間での暴力

2 犯罪被害者を取り巻く現状

(1) 犯罪等の発生状況

滋賀県における犯罪等の発生状況を見ると、次のような特徴が挙げられます。

- ・ 刑法犯の認知件数^{※3}は、昭和54年頃から増加し始め、平成14年の32,183件をピークに減少し、平成18年には17,969件となりました。しかしながら、減少したというものの、この数字は昭和54年の約1.7倍となっています。
- ・ 刑法犯の認知件数を人口1万人当たりの件数（犯罪率）で見ると132となり、全国では26位でほぼ中位に位置していますが、人口が同規模の他県と比較すると犯罪率は高くなっています。
- ・ 殺人、強盗などの凶悪犯については、平成18年は84件ありましたが、ここ数年は100件前後の高い水準で推移しています。
- ・ 交通事故については、平成18年は10,005件発生し、そのうち死亡事故は97件で死者数は102人と、昭和34年以降最も少ない死者数となりましたが、人口10万人あたりの死者数で見ると全国9位で高くなっています。
- ・ DV、児童虐待についての相談件数を見ると、配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は、平成14年度の772件から平成18年度には1,245件に増加し、また、子ども家庭相談センターにおける児童虐待の相談件数は、平成14年度の340件から平成18年度には711件に増加しており、深刻な問題となっています。

(2) 犯罪被害者に対する県民の意識について

犯罪被害者に関する意識について、平成18年11月に実施した県政モニターアンケート（回答者240人）によると、次のような結果になっています。

- ・ 「日常生活において、何らかの犯罪被害に遭うのではないかと不安はあるか」という問いに対して、回答者の76.7%（「いつも不安を感じる」10.4%と「時々不安を感じる」66.3%の合計）が不安を感じています。
- ・ 犯罪被害者に対する施策については、回答者の95.0%（「誰もがいつ遭遇するかわからないので非常に関心がある」60.8%と「社会的な問題であり、ある程度関心がある」34.2%の合計）が関心を持っています。
- ・ 「犯罪被害者に対する施策が十分に行われているか」という問いに対して、回答者の84.6%（「どちらかといえば不十分である」43.8%と「不十分である」40.8%の合計）が不十分であると感じています。

このようにアンケートからは、日常生活において何らかの犯罪被害に遭うのではないかと

^{※3} 警察が届出などにより発生を知った事件で、刑法に規定された犯罪（交通事故の業務上過失致死傷罪を除く）の件数

いう不安を感じており、犯罪被害者に対する施策については、自分自身の問題として高い関心を持ち、まだまだ十分でないと感じている県民の割合が高いという結果になっています。

(3) 犯罪被害者が置かれている状況

犯罪被害者は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により、身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、

- ・ 事件による精神的ショックや身体の不調
- ・ 医療費の負担や失職、転居などによる経済的困窮
- ・ 捜査や裁判による精神的、時間的負担
- ・ 周囲の人々の無責任なうわさ話や過剰な取材、報道によるストレス

などの被害後に生じる二次的被害にも苦しめられています。

犯罪被害者実態調査研究会が平成 14 年度に実施した調査^{※4}では、被害者の事件直後の精神状態や感情については、「驚いた、信じられないと思った」(86.9%)、「不安だった」(84.1%)、「運が悪いと思った」(68.3%)、「誰かにそばにいてほしかった」(53.2%)と回答した人が多くなっています。

犯罪被害後に経験した出来事について、それを被害の一部であると思うかという問いに対しては、「精神的ショックを受けた」(94.0%)、「身体の不調をきたした」(88.3%)、「生活が苦しくなった」(80.6%)、「治療費などで経済的な負担がかかった」(80.1%)という項目で、被害であると思う割合が高くなっています。

このような犯罪被害者の事件直後の不安定な精神状態やその後のさまざまな二次的被害の状況等を十分に理解し、被害者の視点に立って支援していくことが求められています。

^{※4} 刑法学、精神医学の学者および被害者からなる研究会が、平成 10 年から 12 年の間に被害に遭い、各都道府県警察で対応した被害者 1,269 人に対して実施した実態調査。有効回収数は 852、回収率 67.1%

3 基本的な考え方

(1) 基本目標

県民誰もが犯罪被害者になる可能性があるため、犯罪被害者に対する理解を深め、支援の取組みを進めることが、県民が安心して暮らすことのできる社会基盤の一つともなります。

取組指針では、犯罪被害者に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、安心して暮らすことができる滋賀の実現をめざしていくことを基本目標にします。

(2) 施策推進にあたっての重点的な取組方針

①犯罪被害者が抱える多様な課題に応え、平穏な日常生活への復帰を支援します

犯罪等による心身への直接的被害だけでなく、再被害に対する恐怖や不安、長期間にわたって苦しめられる二次的な被害などにより、犯罪被害者が抱える課題は深刻かつ多様で、必要とされる支援も多くの分野にわたります。

このような状況を踏まえ、滋賀県では、保健、医療、福祉、雇用、住居など県が有する様々な分野にわたる施策や制度を柔軟に活用し、国や市町、民間支援団体、関係機関等とも連携、協力しながら、犯罪被害者が一日でも早くもとの平穏な日常生活へ復帰できるよう、個々の事情に応じた適切な支援を実施していきます。

②犯罪被害者を理解し、ともに支えあう社会づくりを進めます

犯罪被害者が、もとの平穏な日常生活を取り戻し、住み慣れた地域社会の中で暮らし続けられることが大切であり、県民一人ひとりが犯罪被害者に対する理解を深め、ともに支えあう社会づくりを進めることが重要です。

県民一人ひとりが、犯罪被害者の置かれている状況について、正しく理解し、犯罪被害者に関する問題を自分自身に関わる問題として考え、行動していくことが重要であり、広報啓発、教育の充実や人材育成等の取組みを進め、犯罪被害者に対する理解を深めるとともに支援の輪を広げていきます。

4 犯罪被害者支援に向けた滋賀県施策体系

滋賀県では、犯罪被害者の権利や利益を保護し、ともに考え、支え合う社会を実現していくために、次の施策体系に基づき犯罪被害者支援のための施策を推進していきます。

(1) 平穏な日常生活への復帰の支援

① 情報提供・相談体制の充実

ア 総合的対応窓口の設置等による情報提供体制の充実

イ 犯罪被害者の状況に応じた相談体制等の充実

② 深刻な犯罪被害からの回復支援

ア 精神的被害からの回復支援

イ 日常生活への復帰に向けた支援

ウ 安全の確保

(2) 犯罪被害者を支える社会づくり

① 犯罪被害者についての県民理解の促進

ア 犯罪被害者の置かれている状況等に関する広報啓発・教育の充実

イ 犯罪被害者を社会で支える人材育成の推進

② 民間支援団体への支援

(1) 平穏な日常生活への復帰の支援

① 情報提供・相談体制の充実

ア 総合的対応窓口の設置等による情報提供体制の充実

突然に犯罪等の被害者となった人の多くは、精神的ショックにより自分の身の回りのことから満足にできない状況に陥る中で、被害直後から診療を受けたり、捜査、公判への協力、損害回復の請求手続きなど様々な対応に追われるようになります。

このような中であって、犯罪被害者を支援していくためには、被害直後の早い段階から被害者の求める支援に関する情報を適切に提供していくことが重要であることから、滋賀県では、「犯罪被害者総合窓口」を設置するなど、被害者の状況に応じた適切な情報提供を推進していきます。

イ 犯罪被害者の状況に応じた相談体制等の充実

犯罪被害者が一日も早く平穏な日常生活へ復帰できるようにするためには、被害直後の早い段階からきめ細かな相談が受けられる体制が必要であることから、被害の状況に応じた各分野における相談体制等の充実と関係各機関相互の密接な連携を進め、途切れることのない支援体制を充実させていきます。

② 深刻な犯罪被害からの回復支援

ア 精神的被害からの回復支援

犯罪被害者が真に回復するためには、精神的な被害からの回復を支援することが必要です。そのため、

- ・ 地域における精神保健福祉相談窓口での相談
- ・ 学校におけるスクールカウンセラーや心のオアシス相談員の設置、派遣などによるカウンセリングの実施
- ・ 警察における捜査段階からのカウンセリングの実施

など、様々な施策の活用と関係機関の連携により、犯罪被害者の心のケアに取り組んでいきます。

イ 日常生活への復帰に向けた支援

犯罪被害に起因して、転居や失職、経済的困窮を余儀なくされることがあることから、

- ・ 犯罪被害者に対する県営住宅の優先入居制度等による住宅の確保
- ・ 就業支援施策の活用による雇用の確保
- ・ 警察における犯罪被害給付制度、性犯罪被害者の初診料等や司法解剖後の遺体搬送費等の公費負担制度等の適正な運用

のほか、各種福祉制度等を活用して、犯罪被害者の日常生活への復帰に向けた支援を進めていきます。

ウ 安全の確保

犯罪被害者の多くが再び危害を加えられることに強い不安を抱いており、そのことが被害者の日常生活への復帰を阻害していることから、

- ・ 保護を必要とする子どもや女性の安全確保を図る一時保護の実施
- ・ 警察による出所後の加害者対策等による再被害の防止
- ・ 学校と警察の連携や支援拠点整備による非行少年の立ち直り支援の実施

など、犯罪被害者の不安の軽減と安全確保のための措置を講じていきます。

(2) 犯罪被害者を支える社会づくり

① 犯罪被害者についての県民理解の促進

ア 犯罪被害者の置かれている状況等に関する広報啓発・教育の充実

犯罪被害者をともに支える社会の実現のためには、県民一人ひとりが犯罪被害者の置かれている状況を十分に理解し、課題認識を共有し、自分自身の問題として考えていく必要があります。

そのため、犯罪被害者が置かれている状況について学習する機会の提供や被害に遭った方々の人権尊重に関する教育を地域や学校等において実施するとともに各種媒体を利用した広報、啓発活動を実施していきます。

さらに、平成18年度から新たに設けられた「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）において、関係機関、団体等と連携、協力しながら効果的な啓発活動を推進していきます。

イ 犯罪被害者を社会で支える人材育成の推進

捜査や犯罪被害者の保護、支援の過程で二次的な被害が生じないよう、関係者に対する教育、研修等を実施し、犯罪被害者を社会で支える人材の育成を推進していきます。

② 民間支援団体への支援

多種多様な課題を抱える犯罪被害者がいつでもどこでも必要な支援が受けられるよう、支援体制を整備する必要があり、そのためには様々な経験や能力を持った者で構成される民間支援団体の役割が重要になります。

しかしながら、財政基盤をはじめ様々な課題を抱えているので、今後は各種施策等の有効活用を図るなど、有用な支援方策について検討していきます。